

## 佐渡市結婚新生活支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、若い世代の婚姻に伴う新生活の経済的不安の軽減を図るため、新婚世帯の新生活に係る費用に対し、予算の範囲内において支援金を交付することについて、佐渡市補助金等交付規則（平成16年佐渡市規則第55号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 交付決定年度の前年度1月1日から交付決定年度の2月末日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 婚姻を機に新婚世帯が市内に居住するための住宅（以下「新居」という。）の取得、リフォーム又は賃借のために要した費用のうち、次に掲げるものをいう。
  - ア 建物購入費
  - イ リフォーム費用
  - ウ 賃借に係る賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料
- (3) 引越費用 婚姻に伴う引越に係る費用であって、引越業者又は運送業者へ支払うものをいう。

### (支援対象者)

第3条 支援金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯（以下「支援対象者」という。）とする。

- (1) 対象となる住居が市内にあり、新婚世帯が市の住民基本台帳に登録されており、支援金の交付を受けた日から起算して3年以上継続して市内に居住する意思があること。
- (2) 婚姻日（婚姻届が受理された日をいう。）において、夫婦ともに39歳以下であること。
- (3) 夫婦に係る前年（4月から6月に申請する場合にあっては、前々年。

以下同じ。)分の所得(所得税法(昭和40年法律第33号)第2条第1項第30号に規定する合計所得金額をいう。)の合計額から前年に返済した貸与型奨学金(公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。)の額を控除した額が500万円未満であること。

(4) 過去にこの制度に基づく支援金の交付を受けたことがないこと。

(5) 新婚世帯に市税(市外から転入している場合においては、転入前の市区町村税)を滞納している者がいないこと。

(6) 次に掲げる講座等のいずれか1つを夫婦ともに実施すること。

ア ライフデザイン支援講座の受講(乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む。)

イ プレコンセプションケアに関する講座の受講

ウ 医療機関への妊娠・出産に関する相談

エ 共家事・子育て講座(男性の家事・育児参画のための講座を含む。)の受講

(7) 新婚世帯に佐渡市暴力団排除条例(平成24年佐渡市条例第33号)第2条第1号又は第2号に該当する者がいないこと。

(8) 新婚世帯に別表第1の左欄に掲げる措置要件に該当し、同表右欄の交付停止期間を経過していない者がいないこと。

2 前項第4号の規定にかかわらず、前年度にこの告示による支援金の交付を受けた者であって、その交付額が第5条に定められた上限に達しなかったものは、受給した年度の翌年度に限りこの告示による支援金の交付を受けることができる。

(支援対象経費)

第4条 支援金の交付の対象となる経費(以下「支援対象経費」という。)は、別表第2のとおりとする。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、支援対象経費の実支出額に相当する額とし、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

- (1) 婚姻日時点における夫婦双方の年齢が29歳以下の場合 60万円
  - (2) 前号に掲げる場合以外の場合 30万円
- 2 前項の規定にかかわらず、第3条第2項に該当する場合は、支給上限額から既に交付された支援金の額を控除した額を限度とする。
- 3 前2項の規定により算出した支援金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(支援金の交付申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、結婚新生活支援金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第3条第2項に該当する者又は第10条の規定により資格認定された者は、前年度に提出した書類により必要事項が確認できると市長が認める書類について、添付を省略することができる。

- (1) 婚姻届受理証明書その他の夫婦の婚姻日が確認できる書類
- (2) 夫婦の住民票の写し
- (3) 夫婦の所得証明書
- (4) 夫婦の市区町村税の納税証明書
- (5) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（返済額がある場合に限る。）
- (6) 同意書兼誓約書（様式第2号）
- (7) 住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し（住宅を購入、新築又はリフォームをした場合に限る。）
- (8) 住宅の賃貸借契約書の写し（住宅を賃借する場合に限る。）
- (9) 住宅手当支給証明書（様式第3号）（住宅を賃借する場合に限る。）
- (10) 引越に係る見積書その他の引越費用が確認できるもの（引越費用がある場合に限る。）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申

請書の内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めるときは、交付決定を行い、結婚新生活支援金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、市長は、支援金の適正な交付を行うために必要があるときは、支援金の交付の申請に係る事項について修正を加えて、支援金の交付決定をすることができる。

3 市長は、審査の結果、支援金を交付しないと認めるときは、その理由を付して結婚新生活支援金不交付決定通知書（様式第5号）により、申請者に通知する。

（交付条件）

第8条 市長は、支援金の交付を決定する場合において、申請者に対して、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 市長が事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずること。

(2) 市長が事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る事業の実績が支援金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、市長の指示に従うこと。

(3) 市長が第20条第4項の規定により支援金の全部又は一部の返還を請求したときは、市長が指定する期日までに返還すること。

(4) 第20条第4項の規定による支援金の返還請求の通知を受けたときは、支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すること。

(5) 返還すべき支援金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付すること。

（支援対象者の資格認定）

第9条 第3条第1項に規定する支援対象者の要件に該当する者であって、

支援対象経費が生じていないことにより第6条の規定による交付申請を行うことが困難なものは、次年度における支援対象者としての資格認定を受けることができる。

2 前項の資格認定を受けようとする者は、結婚新生活支援金資格認定申請書（様式第6号）に第6条各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による認定を受けた支援対象者は、当該認定を受けた年度の翌年度に限り、第6条の規定による申請を行うことができる。

（資格認定決定）

第10条 市長は、前条の資格認定申請があったときは、速やかに内容を審査し、認定の可否を決定し、結婚新生活支援金資格認定決定（却下）通知書（様式第7号）により当該認定申請をした者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第11条 申請者は、支援金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、支援金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、結婚新生活支援金交付申請取下げ書（様式第8号）により市長に申し出なければならない。

2 市長は、前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る支援金の交付決定はなかったものとみなして措置するものとする。

（申請事項の変更及び承認）

第12条 第7条の規定により支援の決定通知を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに結婚新生活支援金変更交付申請書（様式第9号）に、第6条各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、結婚新生活支援金変更交付決定通知書（様式第10号）により交付対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第13条 交付対象者は、支援事業が完了した時は、3月10日までに、結婚新生活支援金実績報告書(様式第11号)に添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

(支援金額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容の審査により、当該請求に係る実績が支援金の交付決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めるときは、交付すべき支援金の額を確定し、結婚新生活支援金交付額確定通知書(様式第12号)により交付対象者に通知するものとする。

(支援金の請求)

第15条 交付対象者は、前条に規定する通知書を受けた場合は、速やかに結婚新生活支援金交付請求書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(支援金の支払)

第16条 市長は、交付対象者から提出された請求書により、精算払により支援金を支払うものとする。

(支援金の経理)

第17条 交付対象者は、支援金に係る証拠書類を支援金交付の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(財産の処分及び管理)

第18条 交付対象者は、支援対象事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち、取得した価格が50万円以上の財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の規定を準用した期間内に処分(目的外使用、売却、譲渡、交換、貸付、担保に供すること、取壊し及び廃棄することをいう。)しようとするときは、あらかじめ結婚新生活支援金財産処分承認申請書(様式第14号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請があったときは、内容を審査し、結婚新生活支

援金財産処分承認（不承認）通知書（様式第15号）により通知するものとする。

3 交付対象者は、取得財産を処分することにより、収入があったときは、結婚新生活支援金財産処分収入金報告書（様式第16号）を市長に提出し、市の請求に応じその収入の一部を市に納付しなければならない。ただし、第1項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより得られた収入については、この限りでない。

4 交付対象者は、支援対象事業が完了した後も取得した財産を適正に管理しなければならない。

（交付決定の取消し）

第19条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により支援金の交付決定を受けたとき。
- (2) 支援金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) この告示に違反する行為があったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消すこととなったときは、結婚新生活支援金交付決定取消通知書（様式第17号）により交付対象者に通知する。

3 第1項の規定は、第14条の規定に基づく支援金の額の確定があった後においても適用する。

（支援金の返還）

第20条 交付対象者は、市長が支援金の交付決定を取り消した場合において、支援金が既に交付されているときは、期限を定めて、当該支援金を返還しなければならない。

2 市長は、第14条の規定により額の確定をした場合において、既に前項の返還額を超える支援金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の支援金の返還を請求するものとする。

3 市長は、前2項の規定により支援金の返還を請求しようとするときは、

次に掲げる事項を交付対象者に通知するものとする。

- (1) 返還すべき支援金の額
- (2) 加算金及び延滞金に関する事項
- (3) 納期日

4 市長は、第1項又は第2項の規定により支援金の返還を請求するとき  
は、結婚新生活支援金返還命令書（様式第18号）により行う。

5 市長は、交付対象者が、返還すべき支援金を第3項第3号に規定する  
納期日までに納付しなかった場合は、納期日の翌日から納付の日までの  
日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延  
滞金を徴収するものとする。

（財産処分に係る支援金返還）

第21条 取得財産の処分に係る支援金の返還額を算定する基準は、別表第  
3のとおりとする。

（加算金）

第22条 市長は、加算金を徴収する場合において、交付対象者の納付した  
金額が返還を請求した支援金の額に達するまでは、その納付金額は、ま  
ず当該返還を請求した支援金の額に充てるものとする。

2 市長は、交付対象者の申請に基づき、やむを得ない事情があると認め  
るときは、加算金の全部又は一部を免除することができる。

3 交付対象者は、前項の申請をする場合は、結婚新生活支援金返還に係  
る加算金（免除・減額）申請書（様式第19号）により行うものとする。

（延滞金）

第23条 市長は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した支援金  
の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間  
に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除  
した額によるものとする。

2 前条第1項の規定は、延滞金を徴収する場合に準用する。

3 市長は、交付対象者の申請に基づき、やむを得ない事情があると認め  
るときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。

4 交付対象者は、前項の申請をする場合は、結婚新生活支援金返還に係る延滞金（免除・減額）申請書（様式第19号）により行うものとする。

（支援金交付の停止）

第24条 市長は、交付対象者が別表第1の左欄に掲げる措置要件に該当した場合は、同表の右欄に掲げる交付停止期間において支援金の交付を停止する。ただし、当該措置要件に該当した後、市からの指導等を受け、改善が見られる、又は見込まれる交付対象者については、支援金の交付の停止をしないことができる。

2 市長は、前項本文の規定による支援金の交付の停止をすることとなった場合は、結婚新生活支援金停止通知書（様式第20号）により交付対象者に通知するものとする。

3 別表第1に定める措置要件は、不正又は不適切等の行為を行った者及びそれに共謀した者を対象とし、団体においては、団体にその代表者と主たる原因者を含めるものとする。

4 再停止の処分を受けた交付対象者の交付停止期間は、別表第1に定める停止期間の2倍の期間とする。

（報告等）

第25条 市長は、支援金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、交付対象者に対して、報告又は書類の提出を求めることができる。

2 交付対象者は、前項の報告又は書類の提出を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（所管）

第26条 この事業の事務は、地域産業振興課において所掌する。

（その他）

第27条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第24条関係）

措置要件	交付停止期間
偽りその他不正の手段によって支援金等の交付を受け、又は融通を受けたとき。	処分を発した日又は支援金等を返還した日のいずれか遅い日から36月
支援金等の他の用途への使用があったとき。	処分を発した日又は支援金等を返還した日のいずれか遅い日から12月
支援金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令、条例又は規則に違反し、当該違反行為の態様が悪質で支援金等の交付の相手方として不適當であるとき。	処分を発した日又は支援金等を返還した日のいずれか遅い日から8月
事業完了後の調査対象期間中において、期限までにその報告をしなかったとき(天災地変等報告者の責に帰すべき事情によらない理由がある場合を除く。)	処分を発した日又は報告をした日のいずれか遅い日から6月

別表第2 (第4条関係)

共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交付決定年度の4月1日から交付決定年度の2月末日までに支払った費用であること。</li> <li>・ 交付申請時点で、住宅の取得、リフォーム、賃借又は引越後の住宅の住所と、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が一致していること。</li> </ul>	
費用区分	支援対象経費	支援対象経費詳細
住居費	建物購入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新築する場合の工事請負費を含み、住宅ローン手数料及び利息を除く。</li> <li>・ 婚姻日前に新居を購入した場合は、婚姻日以前1年以内に引き渡されたもの。</li> </ul>
	リフォーム費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅の機能の維持又は向上を図るために</li> </ul>

		<p>行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用（倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用及びエアコン、洗濯機等の家電購入並びに設置に係る費用は除く。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・婚姻日前に新居に係るリフォームを実施した場合は、婚姻日以前1年以内に実施したリフォームに係る費用。</li> </ul>
	賃借費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夫婦いずれかの名義で締結した賃貸借契約に基づくもののみとし、婚姻日前に新たに新居を賃借した場合は、婚姻日以前1年以内に新たに賃借した新居に係る費用。</li> <li>・月払いの賃料及び共益費については、3箇月分を上限とする。なお、賃料及び共益費を日割りで支払った月については、日割の日数にかかわらず1箇月分の支払をしたものとみなす。</li> </ul>
引越費用	婚姻に伴う引越に係る費用	

別表第3（第21条関係）

支援対象財産処分に係る支援金返還算定基準

区分	承認条件	返還額	備考
目的外使用	支援事業を中止しない場合	返還（ただし、備考欄の場合は支援金返還は不要とし、当該財産の状況を報告すること。）	<p>目的外使用部分に対する残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に支援率を乗じた金額を返還する。</p> <p>本来の支援目的の遂行に支障を及ぼさない範囲内で、かつ、支援対象財産の遊休期間内に一時使用</p>

				する場合は、返還を要しない。
支 援 事 業 を	道路拡張等により取り壊す場合	返還	財産処分により生じる収益（損失補償金を含む。）に支援率を乗じた金額を返還する。	自己の責に帰さない事情等やむを得ないものに限る。
中 止 す る 場 合	上記以外の場合	返還	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に支援率を乗じた金額を返還する。	
譲 渡	有償	返還	譲渡契約額、残存簿価又は時価評価額のうち最も高い金額に支援率を乗じた金額を返還する。	
	無償	返還（ただし、備考欄の場合は支援金返還は不要とし、当該財産の状況を報告すること。）	残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に支援率を乗じた金額を返還する。	処分制限期間の残期間内、支援条件を承継する場合は、返還を要しない。
交 換	下取り交換の場合	支援対象財産の処分益を新規購入費に充当し、かつ、旧財産の処分制限期間の残期間内、新財産が支援条件を承		新規購入するものは、当初の支援対象財産の要件を備えているものに限る。

		継すること。		
	下取り交換 以外の場合	交換差益額を返還	交換差益額に支援 率を乗じた金額を 返還する。	原則、交換によ り差損が生じ ない場合に限 る。
貸 付 け	有償（遊休期 間内の一時 貸付け）	収益について返還、 かつ、本来の支援目 的の遂行に影響を 及ぼさないこと。	貸付けにより生じ る収益（貸付けによ る収入から管理費 その他の貸付けに 要する費用を差し 引いた額）に支援率 を乗じた金額を返 還する。	
	無償（遊休期 間内の一時 貸付け）	本来の支援目的の 遂行に影響を及ぼ さないこと。		
	上記以外の 場合	返還	残存簿価又は時価 評価額のいずれか 高い金額に支援率 を乗じた金額を返 還する。	
担 保	支援残融資 又は支援目 的の遂行上 必要な融資 を受ける場 合	本来の支援目的の 遂行に影響を及ぼ さないこと。		
	上記以外の 場合	返還	残存簿価又は時価 評価額のいずれか	

		高い金額に支援率 を乗じた金額を返 還する。	
取壊し、廃棄	返還	残存簿価又は時価 評価額のいずれか 高い金額に支援率 を乗じた金額を返 還する。	